

平成24年第1回定例会

## 森町議会会議録

5月第2回会議

平成24年第1回森町議会定例会5月第2回会議会議録（第1日目）

平成24年5月11日（金曜日）

開議 午後 2時00分

休会 午後 3時05分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 4号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君	2番 山田 誠 君
3番 宮本 秀逸 君	4番 松田 兼宗 君
5番 前本 幸政 君	6番 川村 寛 君
7番 西村 豊 君	8番 木村 俊広 君
9番 堀合 哲哉 君	10番 中村 良実 君
11番 小杉 久美子 君	12番 長岡 輝仁 君
13番 三浦 浩三 君	14番 東 秀 憲 君
15番 黒田 勝幸 君	

○欠席議員（1名）

副議長 1番 菊地 康博 君

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
総務課 長	木村 浩二 君
総務課 参事	佐々木 陽市郎 君
砂原支所 長	輪島 忠徳 君
税務課 長	木村 哲二 君
企画振興課 長	金谷 孝己 君
農林課 長	久保 康人 君

水産課長	島倉秀俊君
建設課長	小井田徹君
さくらの園・園長	釣隆吉君
教育長	磯辺吉隆君
学校教育課長	清水雅信君

○出席事務局職員

事務局長	佐藤洋君
事務局次長	藤田司志君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 4 議案第 4号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成24年第1回森町議会定例会5月第2回会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により5月第2回会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、黒田勝幸君、2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（木村哲二君） それでは、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例について説明をいたしますけれども、別紙説明資料番号1により説明を申し上げたいと思います。

条例改正の提案理由でございますけれども、本案は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行及び入湯税の課税免除の改正に伴い森町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正点につきましては、7ページの改正となりますために条例の朗読を省略させていただきます。主な改正点の説明をさせていただきたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。説明資料の2ページからの森町税条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、1点目です。町税条例第36条の2、町民税の申告に係る規定の改正は、年金所得以外に所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合でも申告書の提出が不要となる改正でございます。なお、控除適用するためには年金支払い者への扶養控除等に係る申告書の提出が前提となっているところでございます。

第2点目です。2ページから3ページにかけての町税条例第54条、固定資産税の納税義務者等の家屋の附帯設備に係る規定の追加でございますけれども、事業用の附帯設備に係る固定資産税の納税義務者を6項の次に1項をつけ加えようとするものでございます。

それから、3点目です。3ページの町税条例第95条及び8ページの町税条例附則第16条の2を一括して説明したいと思います。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されたことによりまして、たばこ税の税率に係る規定の改正は1,000本につきまして4,618円を5,262円に改め、たばこ税の税率の特例に係る規定の改正は1,000本につき2,190円を2,495円に改めようとするものでございます。

4点目としまして、3ページの町税条例142条、入湯税の課税免除に係る規定の改正でございます。第1号の年齢要件の改正の1点目でございますけれども、年齢12歳未満の者を義務教育終了前の年齢15歳未満の者の入湯について規定したものでございます。2点目につきましては、高齢者を対象としました65歳以上の方について規定をしております。それから、第2号につきましては学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯について規定したものでございます。第3号は、前号のイの引率者または介添え者を規定しております。以上につきましては、町に対する要望等を踏まえて今回改定しようとするものでございます。

それから、5点目、3ページの町税条例附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割額の特例等に係る規定の削除は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されたことによりまして、退職所得に係る個人町民税の10%税額控除を廃止するものでございます。

それから、6点目です。4ページの町税条例附則第10条の2、地方税法附則第15条第2項第6号の条例に定める割合に係る規定の追加は、現行ある税制制度特例措置について法律で定める上限、下限の範囲で軽減を定めることができる規定、地域決定地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に創設されたために除外施設に対する固定資産税課税標準額の軽減率について4分の3としようとするものでございます。

同じく4ページの町税条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用と規定を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、条例附則第10条の

2の新設に伴います条の繰り下げをしたものでございます。

8点目、4ページの町税条例附則第11条の2、土地に対して課する平成21年度から23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正は、地方税法改正によりまして適用期間を23年度から平成26年度に延長し、地方税法の引用による条文の整備をしようとするものでございます。

9点目、5ページの町税条例附則第11条の2、平成22年度または平成23年度における土地の価格の特例に係る規定の改正については、地方税法改正により適用期間を平成23年度から平成26年度に延長し、地方税法の引用による条文の整備をするものでございます。

5ページから7ページにかけての町税条例附則第12条、宅地等に対して課する21年度から23年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正は、地方税法改正により適用期間を23年度から26年度に延長し、地方税法の引用による条文の整備をしようとするものでございます。

7ページの町税条例附則第13条、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に係る規定の改正は、地方税法により適用期間を平成23年度から平成26年度に延長し、地方税法の引用による条文の整備をしようとするものでございます。

8ページの町税条例附則第15条、特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正は、地方税法改正により適用期間を平成23年度から平成26年度に延長し、地方税法の引用による条文の整備をしようとするものでございます。

9ページの町税条例附則第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の追加は、特定移行一般社団法人等の非課税措置に係る申告規定を新設するものでございます。

9ページから11ページにかけての町税条例附則第22条及び22条の2、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の規定は条項の整理であります。また、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に関する法律に係る規定の追加は、震災特例法による地方税法の改正に伴う規定を新設するものでございます。

次に、11ページの町税条例附則第23条、個人の町民税の税率の特例等に係る規定の追加は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布、施行されたことによりまして、平成26年から平成35年までの間、個人町民税の均等割の額を現行の3,000円から500円を引き上げ年額3,500円とするものでございます。なお、個人道民税につきましても同様に現行の1,000円から500円を引き上げ年額1,500円となります。

最後に、議案書のほうに戻りまして、議案書の5ページからの改正附則について説明をいたします。施行期日の第1条につきましては、各規定の施行日を記載しております。第2条は町民税に関する経過規定、5ページから7ページにかけての第3条は固定資産税に関する経過措置、7ページの第4条はたばこ税に関する経過措置でございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○13番（三浦浩三君） ただいま縷々説明ありましたが、今回のこの影響額、それぞればこ税の引き上げやら、または入湯税の範囲の拡大などありますけれども、その辺の現年度分に係る試算というものはどのようになっているのか、その辺資料ありましたら簡単でよろしいですので、ご説明願えればと思います。

○税務課長（木村哲二君） まず、たばこ税なのですけれども、私たばこ税の数字つかんでいたのですけれども、ちょっと資料を今持ってきていなかったもので、今すぐ調べて回答したいと思います。

入湯税につきましては、今回先ほど提案させていただきました15歳未満と、それから修学旅行等々の課税免除、それから65歳以上ということにさせていただこうということで今提案させてもらっていますけれども、年度によって入湯税というか、入湯客も変わるものですから、すばった金額は言えないかと思えますけれども、22年度ベースでいきますと770万くらいの入湯税なのですけれども、私でちょっと試算した額でいくと大体パーセンテージでいくと20%くらい実際に入湯税減額になるのかなと。それで、金額的にいきますと、先ほど入湯税は22年度ベースで770万と申し上げましたけれども、約780万ありまして、大体22年度ベースでいくと250万程度減額されるのではないかとということで私のほうで試算しております。具体的な中身につきましては、修学旅行だとか研修旅行で森町に1万人くらい何か来ているよということで聞いていまして、約150万くらいの特免になるのかなと。それと、65歳以上につきましては100万くらいの減額になるのかなということでちょっとはじき出してみました。先ほど20%と言いましたけれども、30%ちょっとです。30%ちょっとくらいの入湯税の減額になるのではないかとという推測をちょっとさせていただいております。

以上です。

○議長（野村 洋君） あとは資料を出すのですか。

○税務課長（木村哲二君） 口頭では今ちょっと、調べていますので、今すぐ。

○議長（野村 洋君） 三浦議員、よろしいですか。

○13番（三浦浩三君） よろしいです。

○15番（黒田勝幸君） 入湯税のかかわりでお尋ねいたします。

学生さんとか修学旅行、それはそれでいいと思います。65歳以上のかかわりでございませけれども、現在日帰りが50円、宿泊が1泊について150円いただいているという経緯がございませ。それで、課長、これ65歳ということで年齢をあれしているもので、やはり利用する場合に証明書が必要なのかなと、こういうふう思うわけ。それと、実際に例えば今は日帰りが500円ですよと、こうありますよね。その場合に450円なりで、50円減額の450円を入れるものかどうかということなのです。いわゆるこれ高齢者の福祉のことでやっていますので、安くならないと意味がないわけ。そうでないと事業者のほうでもうかる仕組

みになってしまいますよね。役場に入る分を高齢者に還元するという事ですからね。そういうようなことで、実は私二、三の温泉施設にこういうことを役場で考えていますよということを話したら、これは当然そうだと証明書も提示してもらわなければならないし、65歳以上の人でもやっぱり町内、町外ということになると色分けしなければならないので大変手間食うと、不便だという事業者もいるのです。それと、やはり証明書が必要だということになると、免許証のある人は車の免許証、ない人は保険証等が必要になってきますよね。これは大事なもののなのです。そして、施設によってはいわゆる脱衣所に鍵のないところがあるのです。そうしたら、大事なものがなくなることも危惧されるわけ。だから、これ非常に大変な、ありがたいことなのだけれども、これかなり大変だと、こう危惧しているのですけれども、その辺はどのように考えておられますか。

○税務課長（木村哲二君） まず、1点目の例えば500円の施設、施設によっては500円のところがあるとして、日帰りが50円課税免除になることになると黒田議員おっしゃるように450円になります。それで、私も安くなっただきたいという気持ちの中で今回条例を提案させていただいております。それで、ただこれは各施設の料金設定の関係もあるものですから、ちょっと強制的にはできないものの、私ども考えていたのは、この条例が改正をさせていただいたときには町内の該当する各施設を回って、町でこのように課税免除をすることになりましたということで各施設を回りながら、各施設の料金改定の時期だとか、そういういろんな時期とかはあるとは思うのですけれども、何とか今回の課税免除についてご理解していただきたいということで、そういう形で各施設を回りたいなと思っていました。

それと、あと証明書、年齢の確認の関係です。黒田議員おっしゃるように、免許証をすべての人が持っているわけではありません。そして、大事なものとして、保険証なんかもふろにわざわざ持って行って紛失したときに大変なことになるかというふうに思っています。私は商店なんかで出すような生年月日が書いている年齢の確認できるもの、簡単なものでいいので、そういうものを提示することによって何とかおふろに入っていけるような形でということで、先ほど言いましたように施設を回るときには余り施設側のほうに負担をかけないような形で年齢の確認をできるようなことでちょっとお願いしたいなというふうに、現時点ではそのように考えておりました。

済みません。回答になったかどうかちょっとわからないのですけれども、そういうことで答弁させていただきます。

○議長（野村 洋君） 木村課長、さっきの資料まだあれかな。

○税務課長（木村哲二君） ちょっと確認させてもらって、すぐ答弁したいと思うのですけれども。

○議長（野村 洋君） だめであれば後にして。

○税務課長（木村哲二君） 後で、もうちょっとしてからお願いいたします。

○15番（黒田勝幸君） 課長の説明はわかりました。それで、これはやはり当事者とよく

話しして、運用についてはやはり時間かけてやったほうがいいと思うの。相手が説明を聞いて、そうですかとなればいいけれども、なかなかそういうふうにはいかない場合もあるのかなと危惧しているのです。

それで、あわせて七飯町とか札幌もそうなのですけれども、私以前にかなり早い時期に一般質問をしたことがあります町民証、森町に住んでいますよと。森だったら森町長、佐藤克男が証明していますよと写真入りのを発行しているのです。当時そんなことすることないといって断られて、いまだに実行されていませんけれども、今のこの入湯税にかかわらずいろいろ、やはり今高齢者が多くなりました。自分の証明するもの、例えば道路で何かあって倒れていてもどこの人だろうというようなことにもなりかねない時代になりました。森で倒れればいいけれども、旅に行って何かあった場合は大変なわけ、証明するものがないと。だから、森町でもそういう町民証、森の町民でありますよというようなものを、おたく担当でないからあれなのだけれども、そういうものもあわせながら考えたらいいかないと、こう思っているのです。何やるにしてもお金かかるのだけれども、お金かからない方法というのはあるのだ。写真は自分で写して持って行くのだ、自分のお金で。そうすると役場でお金かからないの。そういうふうにはやっている町もあるわけ。だから、あわせて所管の担当課と話ししながらそういうことも進めていくとすごく多目的に利用できるのかなと、こう思っていますので、その辺もあわせて考えてください。

○税務課長（木村哲二君） それでは、お答えします。

今黒田議員おっしゃってありました町民である証明ということだと思います。税務課のほうではちょっと発行はしていないのですけれども、住民生活課あたりがきつと担当になるのかなと思いますので、担当課のほうとちょっと十分協議をさせていただいて、そういうものが発行できるものなのかを含めてちょっと話をし検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 先ほどの資料は後でまたお願いします。

それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（木村哲二君） それでは、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙説明資料番号2によりご説明を申し上げます。

条例改正の提案理由でございます。本案は、震災特例法による地方税法の改正に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正点について説明をいたします。森町国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。森町国民健康保険税条例附則第18項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に関する特例に係る規定の追加でございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

以上で簡単ではありますが、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第3号 平成24年度森町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,887万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ89億1,258万5,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入ですが、款18繰入金で基金繰入金の105万8,000円は財政調整基金から、またグリーンピア大沼施設整備等基金から1,100万円を繰り入れするものでございます。

続いて、款20諸収入で雑入の682万円は、駒ヶ岳小学校の横の道路拡幅工事による立ち木と工作物等の移転補償金でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節15工事請負費の1,100万円は、グリーンピア大沼電話交換機設備改修に係る経費でございます。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、節7賃金の62万3,000円、節14使用料及び賃借料の37万2,000円は、駒ヶ岳登山管理人に係る経費でございます。

続いて、項3水産業費、目4排水処理施設費、節11需用費の120万円は、排水処理施設のエアレーターモーターが2基故障したため修繕しようとするものでございます。

続いて、款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費の65万1,000円は、森港西地区物揚げ場の側溝付近に亀裂が見つかったため修繕をしようとするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費の499万円は、駒ヶ岳小学校横の道営事業によります道路拡幅工事に伴い、立ち木や工作物を除去しようとするものでございます。資料ナンバー4、5を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○7番（西村 豊君） グリーンピアの電話機のことなのですが、前回から100万ほど予算を下げた今回また出ましたけれども、前に僕も言ったと思うのですが、この電話機のいわゆる料金システムのカウンターは機械が高いと思うのです。多分一番高いのかなという気しているのですが、これ前にも言ったようにほとんど部屋から外線をかけて電話するということは今はないのかなと。ほとんどの人はもう携帯です。僕はビジネスホテルですが、ほとんどないよと。町長は、いやいや、おまえのところはビジネスホテルだと、ここは違うと、リゾートホテルだぞということだから必要かも、それは昔の話かなと。今現在は、リゾートであろうがビジネスであろうが必要ないと思っているのです。ですから、ここはもう一度本当に必要なのか、この部分というのはすごく大きな金額だと思うのです。100万とか50万の世界ではないと思うのです、この部分は。多分何百万、500万とか600万のカウンターだと思うのです、これは。

それと、もう一つはコテージですよね。前回も言っていましたけれども、半年だと思うのです、稼働率は、使うのは。その半年の間にどのぐらい回転しますか。これ今56回線ということですから、このうち半年の間にどのぐらいの回転率あるのだらうというのも疑問に思っているわけだ。そこにわざわざこういう値段の高いものを設置してやって、線だけ引っ張ってくればいいはずですから、フロントのところに1個つけば出るわけですから、

でもこの線を引っ張ったりなんだりするというほうが高いのです。ですから、今泊まった部屋から外部の外線に電話できませんよと、うちのホテルはそういうふうになりましたよとって、例えば泊まり客にそういうことを言って、では僕はやめますわというお客さんいるだろうか。いないと思うのです。そもそも部屋から先ほども言ったように外線する自体が高いわけですから、このカウンターをつけることによって1通話例えば5円なり10円なり7円なり上乗せされるわけです。そうすると、今はほとんど携帯で今いろんな宣伝やっていますけれども、何か電話同じ機種であればただだとか、また何かいろんなことをやっていますよね。ですから、これはもう一度考える余地はあるのではないかなと。そして、ホテルのほうとも当然これは話はされたと思うのです。どうしても必要なかをもう一度その辺話をしたのか。それと、回線の金額、要はこのカウンターの金額もしわかれればどのぐらい1台するものか教えていただきたいと思うのですが。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

まず、課金システムだけの金額でありますけれども、大変申しわけありませんけれども、今ちょっと手元にその部分だけの資料ございませんので、本議会が終わるまでに係のほうで調べさせますので、よろしくお願いします。

それから、コテージの稼働率ですけれども、約50%です。今回ホテル、以前にもコテージの電話は必要かという話がございました。私ども前回の協議会が終わった後、グリーンピアと協議をいたしました。そして、コテージについては携帯電話が物すごくつなぎづら、つながらない場所、要するに山間部にあるということで、そういうことでどうしても有線電話は必要になってくるだろうと、そういう見解を示しました。それから、そういう面からいきましてもコテージにつきましては当然電話は使います。この前も言いましたけれども、電話は一般的な私用の電話もありますけれども、緊急時の連絡等そういうこともございますので、固定電話は必要になると、そういうふうに思います。あと、ホテルについてもいろんな面ではそういうご意見もございましょうが、やっぱりホテルとしてのいろんなサービスの中で、いろんな方のサービスを変えるわけにはいきませんので、来る人は皆さん同じ、電話のない人もおります。もしかすると電話のない人もいるかもわかりませんので、皆さん同じ対応をしたいということも考えれば、課金システムをつけて料金を設定したいと、そういうことでございます。

○7番（西村 豊君） コテージの50%稼働率、半年間、残った部分の稼働率の50%ですから、ほとんど毎日使っているような状況にありますね。それと、コテージの部分が携帯電話であればつながらないということがあります。それは、ですから僕は電話本体がだめだと言っているのではないのです。フロントとコテージをつなぐ電話をつければいいでしょう、これは。料金をカウンターするものは必要ないのではないのかいと言っているのです、僕は。

それと、電話のない人いるのではないかいと。それはいると思います。それでは、その人に対応するのにフロントの電話を貸してあげなさい。幾らも使わないから。今ここで予算

を組むよりもずっとずっと10年分も20年分も安いはずですから。使ってもらって結構ですから、ただで使ってやってくださいと、そのほうがずっと安いのです。それと、もう一点、例えばそういうお客さんが来てフロントからではやっぱり話せないという人もいます。これは、公衆電話という便利なものがあります。設置して自分のお金で話しますのです。個室の中に入っているいろんな話できるのです。外国に電話するのであれば、ピンクだか緑だかの電話でできるのです。ですから、そういうものを設置してやれば売り上げが入るのです、逆に。ですから、わざわざ町でこういうものにお金をかけて設置してやるよりも、もう一度ホテルのほうと協議をしてもらって節約できるものはやめようと。もし修学旅行生の予約が入ってきた、交通公社から泊まりますよと。そのときに、うち申しわけないと、部屋からは外線はできませんと、それでどうですかと。いや、不便ですね、ではおたくやめますよという実際の経緯があるかないかも知りたいのですけれども、僕はだからといって、ではおたくのホテルに泊まるのやめますよと。これからは新幹線も来ます。高速道路も開通します。確かにあそここのところは魅力のあるホテルだなと思うのです。リゾートホテルになると思います。でも、もう時代を考えてください。

それと、もう一つは、あと3年ですね、あそこたしか契約が。では、この後どうするの。これ撤去するわけでもないわけでしょう。無駄なお金になってしまうのではないのかなという気がするのです。もし新幹線も来る、高速道路も開通してリゾートホテルでばんばんはやる、そのときつけければいい、考えればいい、電話を直せばいい、だけれども部屋からのお金をもらうものは余分だよ、余分なお金だよと僕は思うのです。もう一度協議してもらいたいなと、そう僕は思いますが、どうでしょう。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

ホテルのサービスの充実ということで、従前どおり部屋から電話をかけられるということが、それが町として、大家としての立場としてこの部分はサービスの充実を考えたらこのほうがよろしいのではないかなと思っております。

以上です。

○7番（西村 豊君） どうしてもということであれば、これはしようがないのかもしれませんが、再度これホテルのほうと検討しまして、もしそうだなということであればまた補正で減額すればいいわけですから、とにかく節約できるものはしてくださいよ。そして、別なほうのもしお金があるのであれば、いろんなものが上がりました。できればそういうもののほうに回してもらえればいいし、みんなが助かるのです。ですから、再度この仕

事を発注するときにもう一度検討しながら、もし減額できるのであれば減額していただきたいなと思います。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 今の話と関連しますけれども、前回1,200万ということで予定されておりました金額が今日は100万減の1,100万ということになっております。この根拠をひとつお願いいたします。

○企画振興課長（金谷孝己君） お答えいたします。

電話機の機種の変更と、それから交換機の見積もり精査でございます。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） この1,200万のときに黙っていればこのままいってしまうのだよね。だから100万円減額して、機種なりなんなりすることによって100万減額になったわけでしょう。だから、方法論はたくさんあるわけ。だから、今西村議員と関連してくるのだけれども、その辺をきちっとやっぱりやらないと、精査しないと、役所仕事ではなくて自分のものとしてこれでいいのかと、もう少し削るところないのかと。同じような機能を持っているのであれば安いほうがいいわけだから、電話機に限らず今後もやっぱりきちっとそういうようなことで精査しながらやってもらわないと、これだと恐らく入札になるのでしょうから、最終的に幾らになるかわからないけれども、やはり今後もきちっとやっていただきたいなと、そういうふうに思っておりますけれども、もしそれに言いたいことあったら言ってください。

○議長（野村 洋君） 金谷課長、答弁ないのですか。

○企画振興課長（金谷孝己君） 今後とも十分精査してまいります。

○2番（山田 誠君） グリーンピア大沼の電話機の交換ということで、当然企業のほうはそういう要望があろうかと思えますけれども、前の委員会でもお話ししておりましたけれども、こういうものというのは突発的に来るわけでないので、一応耐用年数、使用期限いろいろあるので、今同僚議員のほうも話していましたが、各こういうもののあるものについては計画的な改修、修繕が必要だろうということで再三話はしてあるわけなので、当然理事者のほうも理解していると思うのだけれども、そういう計画書を各施設、これからグリーンピア大沼も平成27年で終わるわけですから、それまでにまたいろいろ出てくるわけですね。基金はあるとしてもそれは土地、建物の使用料であって、それに充てる部分の使用料ではないわけだから、その辺をきちっとわきまえて、やっぱりこれからは町財政も楽ではないので、その辺を踏まえた上で執行していただかないと、また何かあった場合にこういう問題が出てくると。

それから、もう一つは、賃貸されている方、前の話ですよ、から見積もりを徴収させたということあったわけですね。こういうことは決してあってはならぬわけなので、当然手法が違うわけなのです。だから、変なうわさというか、執行が出てくるわけなので、その部分の手続関係等についても今後ちゃんと吟味した上で執行していただきたいなと思

ますけれども、その辺いかがですか。

○町長（佐藤克男君） 全くそのとおりだと思いますので、以後そのようなことで対応させていただきますと思います。

○3番（宮本秀逸君） 駒ヶ岳小学校立木伐採除却工事についてちょっと伺います。

資料を見ますと、4番の資料を見ますと401万円工事請負費となっていますけれども、この数字がいいのかどうかというようなことが1つです。といいますのは、議案書の9ページ、除却工事と合わせて499万工事請負費になっています。歳入のところを見ますと、立木の補償金が401万1,000円というふうになっています。資料とあわせると、この69本の立木を伐採するのに97万9,000円工事費がかかって、401万1,000円を補償金で出してまた町が受け取るという形ですね。私にはそういうふうに読めるのですが、となりますとこの数字の合わせ方ちょっとおかしいなというような感じがしますけれども……ごめんなさい。今のは私のちょっと失言でした。4、5にありましたので、それは訂正いたします。

もう一つお聞きしたいのは、この単価の出し方なのです。69本で400万の補償金を出しているわけです。この単価の出し方はどうやって出されるのですか。

○学校教育課長（清水雅信君） ただいまの質問でございますけれども、単価ということなのですけれども、この本工事は道営の事業でございますので、道のほうで単価の積算をいただいているという形になります。ちなみに、立ち木の伐採関係でございますけれども、工事内容につきましては69本の立ち木の伐採、そしてそれに対する後片づけ、廃材の処理、そういうものを、木も結構背が高い木がありまして、その木を切る際に大型の重機を入れて切るというふうな工事内容を予定しているということで聞いておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○3番（宮本秀逸君） 私がさっき言ったことは失礼しましたけれども、97万9,000円の工事請負費の中にその重機代だとか伐採の人夫賃だとかというやつが含まれてきますよね。違いますか。立木補償金が401万ありますよね。歳入のところでも401万ありますよね。それのやりとりをちょっともう一回、済みません。

○学校教育課長（清水雅信君） それでは、ちょっと詳しくご説明したいと思います。

まず、歳入のほうで立ち木の補償関係、それで401万1,000円入っております。それと同額に歳出のほうでは401万1,000円の予算を見ております。この予算については、立ち木を伐採して処理するその立ち木補償という形で、それだけのものが道のほうから出るという形になります。それとまた、歳入のほうで建物工作物移転補償ということで280万9,000円、そして歳出のほうでは97万9,000円が予定しております。これにつきましては、97万9,000円のほうにつきましては建物、それから工作物、これの除去といいますか撤去工事のみでございます。ですから、この場合差額としまして183万円出ますけれども、この183万円につきましては新たに遊具類を新設するものの財源という形になります。そのようなことで考えていただければよろしいかと思います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時58分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○13番（三浦浩三君） 港湾費でちょっと。この港湾の修繕65万1,000円ありますよね。これは多分道なのかな、事業主体が。町なのかな。これは、どういう箇所が修繕の対象になっているのですか。修繕しなければならないものは、劣化しての修繕なのか、もしくは何か事故的なものがあったの修繕なのか、その辺のことをご説明願いたいと思います。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

これは、町の単独費の工事であります。修繕であります。それで、陥没箇所は物揚げ場で相当古い年度でやった箇所で陥没しまして、矢板が入っているのですが、そこの部分に穴があいていまして、それで水中溶接とか、そして側溝を掘り直してやったというか、そういう箇所であります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） ここで途中ですけれども、先ほどのたばこ税の影響額のことでは報告があります。

○税務課長（木村哲二君） 先ほど三浦議員から出されましたたばこ税の関係で、大変失礼いたしました。23年度ベースでちょっと説明を申し上げたいと思います。23年度で約1億8,800万たばこ税がございます。もし先ほどの説明の改正によりますと、23年度ベースでいきますと約2億1,400万、約2,600万くらい増えます。それで、ただ最近たばこの喫煙の減少傾向というか、禁煙する方がかなりおられるということで、それで大体全体の5%く

らい減るだろうということを試算しますと、23年度ベースでいくと約1,600万くらい増えるのかなということでごっと私どもは試算してみました。

以上でございます。

○企画振興課長（金谷孝己君） 先ほどの課金システムの関係でございますけれども、システム交換機ユニットの中にこの課金システムとモーニングコールの管理がこれはもう組み込まれているものだと思います。要はホテル用ということで、もう組み込まれているそうです。

以上です。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） それでは、日程第6、議案第4号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せずに内容を組みかえるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費の目1一般管理費、節7の賃金の減額は、現在夜警及び日直をされている方1名が体調不良により退職することとなりました。その業務を森町シルバー人材センターのほうへ委託しようとするものでございます。次に、節12役務費の手数料でございますが、平成24年度は介護報酬の改定年に当たりまして、国保連合会等の請求する際のパソコンソフトの改定をしようとするものでございます。次に、節13の委託料は前段ご説明申し上げました賃金からの組みかえをして宿日直業務を委託する委託料でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております長瀬敏文氏が本年5月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、長瀬敏文氏を引き続き任命したいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、同意第1号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして平成24年第1回森町議会定例会5月第2回会議に付議されました議件の審議はすべて終わりました。

よって、平成24年第1回森町議会定例会5月第2回会議を終了いたします。

休会 午後 3時05分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成24年5月11日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員